

引退後所得保障制度に関するコメント

森戸 英幸（慶應義塾大学）

はじめに

政府税調講演「働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得保障制度～「企業年金」の枠を超えて」（2015年9月）

1 「企業年金」から「引退後所得保障」へ

適格年金廃止、厚生年金基金は終身縮小→中小企業中心に企業年金のない被用者増加→2016年改正でも対応

もっとも、引退後所得保障の確保手段が、「企業年金」である必要はない→真の政策目標は、中小企業が企業年金を持つことそれ自体ではなく、中小企業の労働者が老後所得確保の術を持つことでは？——「私的年金」や「自助努力」へのサポートでもよいはず

国民の引退後所得保障をどう図るか、というより広い視点が必要

2 「積上げ型」から「穴埋め型」へ

国民年金・厚生年金・企業年金——「3階建て」

しかし、全国民について「3階建て」なわけではない→自営業者は？ 中小企業の労働者は？ 非正規労働者は？——「金持ち優遇」では？

他方で、企業年金とその原型たる退職金制度が日本の雇用において担ってきた役割も軽視すべきではない／日本的雇用における人事管理ツールの1つ／企業年金・退職金の実施意欲を殺ぐ改革はすべきでない

企業年金の「退職金」としての性格を完全に消し去るのは無理だが、実態として「退職金」である制度だけでは、自営業者や非正規労働者などの引退後所得保障が不十分になる→企業年金以外の枠組みにまで視野を広げていくべきでは？→「積上げ型」から「穴埋め型」の発想転換を

全国民に等しくやってくる「老後」に、ひとりひとりが備えなければいけない→そのため「枠」を等しく与える／その枠をそれぞれが何でどう埋めていくかの問題

低所得者の枠は埋まらない？→補助金の支給？（ドイツのリースター年金）

3 「個人型 DC」から「日本版 IRA」「国民退職所得勘定」へ

個人型 DC (iDeCo) : 将来「穴埋め型」を担う制度に？

日本における具体的提言：白杵・松浦 (2002)、佐藤 (2011) など

- 全国民について、個人別に老後のための非課税貯蓄枠を設ける
- 現役時代は一定の上限額まで非課税による積み立て (掛金拠出) を認め、運用段階についても非課税、支給時に課税 (EET)
- 企業年金がある場合は、DB (実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数理的に計算)・DC への企業の拠出額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出が可能
- 使い残しの枠は翌年以降への繰り越しを認める (白杵・松浦) —若い頃はそんな貯められなくても、稼げるようになったら昔の分も拠出できる。—生涯で老後に備えるイメージ
- 退職一時金については、受給段階ではなく、拠出段階として控除を適用 (=受け取った金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める) (白杵・松浦) —退職所得課税を見直しても、現行の退職金制度を維持できる。JIRA に組み入れれば税制優遇あり。また転職するたびにもらったものもその都度組み入れられる

「ポータビリティ」の拡充にも寄与：2016 年改正でも一定の進展あったが、個人型 DC の拡充でよりシンプルに対応可能

クリアすべき問題：DB 掛金の換算方法、マイナンバー、引き出し要件など

4 「上乘せ」から「つなぎ」へ？

DB 法・DC 法「公的年金の給付と相まって」：終身年金で長生きリスクに対応

しかし、企業年金給付の多くは一時金／選択制でも一時金選択者が多い (税制の影響?)

／年金と言っても有期年金

では、終身給付を義務づけるべきか？ 少なくとも誘導するべきか？ —問題：①原資は十分か？ ②終身給付支給の枠組み・受け皿はあるのか？

新たな発想として：「つなぎ年金」？

以 上